

尾張旭市監査公表第14号

令和6年12月25日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年2月14日付け6上経第155号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年2月26日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

上下水道部経営政策課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
水道事業において、企業出納員は、たな卸資産の実地たな卸を行う場合、市長の指定するたな卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならないものとされている（尾張旭市水道事業会計規程（昭和56年尾張旭市水道事業管理規程第1号。以下「水道事業会計規程」という。）第55条）が、当該職員の指定も立会いも実施されていなかった。 正確性、客観性等が確保されるよう、実地たな卸を適切に実施されたい。	今後は、事業年度末の実地たな卸に当たり、たな卸資産の受払いに関係のない職員を事前に指定し、立会いを実施する。また、毎年確実に立会いを実施できるよう事務引継を行う。
水道事業において、経営政策課長は、固定資産の得喪、現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回固定資産の実態を照合し、その一致を確認するよう適正な管理をしなければならない（水道事業会計規程第71条第2項）が、備品について、令和5年度は、同年度に増加及び減少したものについては確認したが、それ以外のものは確認していなかった。また、廃棄処分済みにもかかわらず除却されないままのものや備品には当たらないものが固定資産台帳に登載されていた。 資産管理事務を適切に実施されたい。	固定資産台帳に登録されている全ての備品について現況を確認し、保管場所を台帳に追加登録した。調査の結果、既に廃棄されているものや、消耗品に該当するものについては、令和6年度決算において除却の処理を行う。
公共下水道事業において、経営政策課長は、固定資産の得喪、現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年	固定資産台帳に登録されている備品について、現況を確認した。今後も固定資産の実態と固定資産台帳の一致を確認する

1 回固定資産の実態を照合し、その一致を確認するよう適正な管理をしなければならない（尾張旭市公共下水道事業会計規則（平成 28 年尾張旭市規則第 40 号）第 59 条第 2 項）が、備品について、令和 5 年度は、同年度に増加及び減少したものについては確認したが、それ以外のものは確認していなかった。 資産管理事務を適切に実施されたい。	よう適正な管理を行う。
旭ヶ丘配水場において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項に規定される許可をいう。）を得ていない防犯灯の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第 238 条第 4 項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	許可を得ていない防犯灯については、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和 7 年 1 月 31 日付け 6 市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。 また、その他の水道事業管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。
本市では、水道事業の事務を処理させるために上下水道部を置き（尾張旭市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年旭町条例第 18 号）第 3 条第 2 項）、同部には経営政策課及び上水道課を置いている（尾張旭市水道事業の組織及び処務に関する規程（昭和 43 年旭町水道事業管理規程第 2 号）第 2 条第 1 項）。 一方、水道事業の支払事務の一部（支払伝票審査、支払データ転送など）や公金管理の一部（口座通帳の管理、口座残高の確認、現金・有価証券等の出納保管及び記録管理など）は、会計課の職員が担当している実態が見受けられる。 この点、今回の監査で、会計課のうち課	人事課と調整の上、会計課の課長以外の職員についても、尾張旭市職員定数条例第 2 条に規定する水道事業の事務部局の職員の定数に算入する条例改正を行い、尾張旭市水道事業給水条例施行規則第 16 条に規定する身分証明証を発行する。

長は、尾張旭市職員定数条例（昭和３２年旭町条例第１号）第２条に規定する水道事業の事務部局の職員の定数に算入されていること及び尾張旭市水道事業給水条例施行規則（平成１０年尾張旭市規則第１５号）第１６条に基づき身分証明証を発行されていることから、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１５条に規定される企業職員に任命され上下水道部の職員を兼務しているが、課長以外の職員は、何らの任命行為も受けていないとの説明を受けた。 同部においては、このような状況の適否について、支払事務や公金管理に係るリスクに応じた適切な内部統制を整備・運用する観点や会計区分の観点等から、他部等と調整の上、検討されたい。	
水道事業では、経営政策課長及び会計課長を企業出納員としている（水道事業会計規程第２条第２項）。二者の間の分担について、上下水道部は、会計課長は公金の収納及び保管、経営政策課長はそれ以外の会計事務（いずれも一部を除く。）を、それぞれ担っていると説明しているが、当該分担を明文化したものは確認できなかった。 同部においては、このような状況の適否について、出納関係事務に係るリスクに応じた適切な内部統制を整備・運用する観点等から検討されたい。	水道事業会計規程を改正し、二者間の分担を明文化する。
水道事業では、企業出納員及び現金取扱員（以下「企業出納員等」）に係る領収印を規定し（水道事業会計規程第９８条）、企業出納員等に自己の名で現金を領収させている。 この点、地方公営企業に係る出納その他の会計事務は、管理者（本市においては管理者の権限を行う市長）が担任する（地方公営企業法第９条）ものとされているところ、水道事業では、現金の領収に関して管理者の権限を行う市長から企業出納員等への委任を規定したものは存在しない。	企業出納員への委任事項については、前段の指摘事項と合わせて、水道事業会計規程の改正を検討している。 現金取扱員については管理者の補助を行う企業職員から任命され、上司の命を受けて現金を取り扱っており、自己の名で現金を領収させているものではないと認識している。現金取扱員が現金を徴収した際は、企業出納員名で領収書を発行する。

同部においては、このような状況の適否について、現金取扱事務に係るリスクに応じた適切な内部統制を整備・運用する観点等から検討されたい。	
---	--